

障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号) 抄

最終改正:平成十六年六月四日法律第八十号

目的

第一条 と等により、 障害者の自立及び社会参加の支援等のための 基本的理念を定め、 画的に推進し、 この法律は、 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計 もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。 及び国、 障害者の自立及び社会参加の支援等のため 地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、 施策の基本となる事項を定めるこ \mathcal{O} 施策に関

(定義)

第二条 相当な制限を受ける者をいう。 以下 この法律におい 「障害」と総称する。 <u>.</u> 「障害者」 があるため、 とは、 身体障害、 継続的に日常生活又は社会生活に 知的障害又は 精神障害

(基本的理念)

第三条 を保障される権利を有する。 すべて障害者は、 個人の尊厳が重んぜられ、 その尊厳にふさわしい

2 る分野の活動に参加する機会が与えられる。 すべて障害者は、 社会を構成する一員として社会、経済、 文化その他あら Ф

3 益を侵害する行為をしてはならない。 障害者に対して、 障害を理由として、 差別することその他の権利利

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 福祉を増進する責務を有する。 防止を図りつ 国及び地方公共団体は、 つ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、 障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別 \emptyset

(国民の理解)

第五条 必要な施策を講じなければならない。 国及び地方公共団体は、 国民が障害者について正しい理解を深めるよう

(国民の責務)

第六条 国民は、 社会連帯の理念に基づき、 障害者の福祉の増進に協力するよう

努めなければならない。

2 ができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。 されることなく、 国民は、 社会連帯の理念に基づき、 社会、 経済、 文化その他あらゆる分野の活動に参加すること 障害者の人権が尊重され、 障害者が差別

(障害者週間)

第七条 を高めるため、 障害者が社会、 国民の間 障害者週間を設ける。 経済、 に広く障害者の福祉 文化その他あらゆ に う る分野 41 て \emptyset 関 0 活 心 動に積極的に参加する意欲 と理解を深めるととも

- 2 障害者週間は、 十二月三日から十二月 九日 までの __ 週 間とする。
- 3 努めなけ 国及び地方公共団体は、 ればならない。 障害者週間の趣旨にふさわ い事業を実施するよう

(施策の基本方針)

第 八条 かつ、 61 障害者の福祉に関する施策は、 有機的連携 の下に総合的に、 策定され、 障害者の年齢及び障害の状態に応じて、 及び実施されなけ ればならな

2 むことができるよう配慮されなければならない。 尊重され、 障害者の かつ、 福 祉に関する施策を講ずるに当たつて 障害者が、 可能な限り、 地域にお は、 41 て自立した日常生活を営 障害者の自主性 が十

(障害者基本計画等)

第九条 的かつ計画的な推進を図るため、 〇 以 下 政府は、 「障害者基本計画」という。 障害者の 福祉に関する施策及び障害の予防に関する施 障害者のための施策に)を策定しなければならない 関する基本的な計 策の 画

2 基本的な計画 障害者の 都道府県は、 状況等を踏まえ、 以下 障害者基本計画を基本とするとともに、 「都道府県障害者計画」という。 当該都道府県における障害者のための)を策定しなければなら 当該都道府県における 施策に関する

3 者 か 地方自治法 のため う、 市町村は、 当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、 の施策に関する基本的な計画 (昭和二十二年法律第六十七号) 障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、 以下 第二条第四項 「市町村障害者計 当該市町村における障害 の基本構想に即し、 画 という。

を策定しなければならない。

- 4 け 進協議会の意見を聴いて、 ればならな 閣総理大臣は、 61 関係行政機関の長に協議するとともに、 障害者基本計画の案を作成し、 閣議 中 ·央障害者施策推 の決定を求めな
- 5 推進協議会の意見を聴かなければならない。 都道府県は、 都道府県障害者計画を策定するに当たつて は、 地方障害者施策
- 6 害者その他 協議会を設置し 市町 村は、 の関係者の意見を聴かなければならない 市町村障害者計画を策定するに当たつては、 てい る場合にあつてはその意見を、 その他 地方障· の場合にあつて 害者施策推 は 障 進
- 7 に、 政府は、 その要旨を公表しなければならない。 障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するととも
- 8 61 又は当該市町村の議会に報告するとともに、 策定されたときは、 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計 都道府県知事又は市町村長は、 その要旨を公表しなけ これを当該都道府県の ればならな 議会 画 が
- 9 障害者計画の変更について準用する。 の規定は都道府県障害者計画の変更について、 第四 項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、 第六項及び前項の規定は市町村 第五項及び前 項

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 抄

最終改正:平成一八年六月二三日法律第九四号

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 支援事業の 都道府県の を定めるものとする。 円滑 地域生活支援事業の提供体制を整備し、 厚生労働大臣は、 な実施を確保するための基本的な指針 障害福祉サービス及び相談支援並びに市 自立支援給付及び地域生活 以下 「基本指針」 町村及 V

2 基本指針にお いては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

- 障害福: 祉 サ ビス及び相談支援 の提供体 制 0 確保に関する基本的 項
- 次条第 都道府県障害福祉計 一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定す 画 \mathcal{O} 作成に関する事項

る

- 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の 円滑な実施を確保するために
- 3 厚生労働大臣 は、 基本指針を定め、 又はこれを変更したときは 遅 な
- 市 町村障害福 (祉計画)

これを公表しなけれ

ばならな

61

要な事項

- 第八十八条 という。 域生活支援事業 市町 を定めるものとする 村は、 の提供体制の確保 基本指針に 即 に関する計画 して、 障害福祉サ 以下 「市町村障害福祉計画」 ・ビス、 相 談支援及び 地
- 2 市 町村障害福 祉計画にお 41 ては、 次に掲げる事項を定める ŧ 0) とす
- な量の見込み 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの
- \mathcal{O} 確保 前号の指定障害福祉 0) ため の方策 サ ビス又は指 定相 談支援 の種類ごとの 必要な見込量
- \equiv 地域生活支援事業の 種類ごとの実施 に関 する事項
- 几 制 その \mathcal{O} 確保に関 他障害福祉サービス、 し必要な事項 相談支援及び市 町村の地域生活支援事業の 提供
- 3 0) 状況そ 市 町 村 **1**障害福: の他 0 事情を勘案して作成され 祉計画は、 当該市 虰 村 0 なけ 区域における障害者等 ればならな \mathcal{O} 数、 そ 0 障 害
- 4 計 たものでなけ による計画で 画 町 社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その 村障害福 あ ればならな って障害者等 祉計画は、 障害者基本法第九条第三項に規定する の福祉に関する事項を定めるものと調和 他 0 市 法 町 律の が 村障害者 保た 規定 れ
- 5 かじめ 市 町村は、 住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする 市町村障害福祉計画を定め、 又は変更しようとするときは、 あ ら
- 6 め 村 は、 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市 当 該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならな 市町 村障害福祉計画を定め、 又は変更しようとするときは、 あらかじ 町

- 7 かじめ、 市 町 村 は、 都道府県の意見を聴かなければならな 市 町村障害福祉計画を定め、 又は変更しようとするときは、 41 あら
- 8 れを都道府県知事に提出しなければならない。 市 町村は、 市町村障害福祉計画を定め、 又は変更したときは、 遅滞 な

(都道府県障害福祉計画

第八十九条 るため、 計 び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 画 という。 各市町村を通ずる広域的な見地から、 都道府県は、 を定めるものとする。 基本指針に即して、 市町村障害福祉計画の達成に資す 障害福祉サービス、 以下 「都道府県障害福祉 相談支援及

- 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるも のとする。
- サ 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉 ビス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量 の見込み
- 要な見込量の確保のための方策 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援 0 種 類ごとの 必
- \equiv \emptyset 第一号の区域ごとの指定障害福祉サ 確保又は資質の 向上のために講ずる措置に関する事 ービス又は指定相談支援に従 項 事する者
- 几 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 五 置に関する事項 指定障害者支援施設の施設障害福祉サー ビスの質 0 向上のために講ずる措
- 六 地域生活支援事業の 種類ごとの実施に関 する事項
- 七 供体 その :制 の 他障害福祉サービス、 確保に関し必要な事項 相談支援及び都道府県の地域生活支援事業 0
- 3 法律 害者計画、 が保たれたものでなければならな 都道府県障害福祉計画は、 の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるもの 社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画 障害者基本法第九条第二項に規定する都 61 道府 \emptyset 県 障 \mathcal{O}
- 4 \mathcal{O} 几 都道府県障害福祉計画は で精神病室が設けられてい 項に規定する医療計 いでなけ 医療法 るものを含む。 画と相まっ 韶 て、 和二十三年法律第二百五号) 精神科病院 に入院して (精神科病院 いる精神障害者の 第三十条

院

0

促進に資するもの

れ

ばならな

- 5 見を聴かなけ あらかじ 都道府県は、 め、 障害者基本法第二十六条第一項の地方障害者施策推進協議会の意 ればならない 都道府県障害福祉計画を定め、 又は変更しようとするときは
- 6 都道府県は、 これを厚生労働大臣に提出しなければならない 都道府県障害福祉計画を定め、 又は変更したときは、 遅滞な

(都道府県知事の助言等)

- 第九十条 的事項に ついて必要な助言をすることができる。 都道府県知事は、 市町村に対し、 市町村障害福祉計 画 \mathcal{O} 作 :成上の 技術
- 2 ことができる。 他都道府県障害福 厚生労働大臣 祉計画 都道府県に対し、 0 作成上重要な技術的事項につい 都道府県障害福祉計画 て必要な助言をする \mathcal{O} 作 成 \mathcal{O} 手法その

(国の援助)

第九十一条 施されるように必要な助言その他の援助 害福祉計画に定められた事業を実施 国は、 市町村又は都道府県が、 しようとするときは、 0 実施に努めるものとする。 市町村障害福祉計画又は都道府県障 当該事業が 円滑

附則抄

(検討)

- 第三条 囲を含め検討を加え、 に係る実施主体の在り方等を勘案し、 の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、 政府は、 この 法律の施行後三年を目途として、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 この法律の規定に 障害児の児童福祉施設への入所 この法律及び障害者等 つ 41 て、 障害者等の
- 2 基づい 五款、 政府は、 第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、 て必要な措置を講ずるものとする。 この法律の施行後五年を経過した場合において、 第二章第二節第 その結果に
- 3 方について検討を加え、 状況等を踏まえ、 政府は、 障害者等の福祉に関する施策の 就労の 支援を含めた障害者等の その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 実施 所得の確保に係 状 況 障害者等 る施 0 策の 在 的 な